意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領

制定 令和元年９月２日付け林業第1008号
改正 令和３年３月24日付け林業第2118号
改正 令和７年１月21日付け林業第2531号
改正 令和８年３月26日付け林業第3189号
改正 令和８年11月２日付け林業第1795号

第１　趣旨

この要領は、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条第２項及び法第44条第２項の要件に適合する林業経営者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）を決定するため、佐賀県（以下「県」という。）における適合基準や公募・公表等の必要な事項を定めるものである。

第２　関係規程

意欲と能力のある林業経営者の公募・公表に当たっては、法及び森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）及び森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「運用通知」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

第３　定義

（１）本要領の対象とする「林業経営者」とは、森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権限を取得し、当該権原に基づき、伐採等を、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより実施している又は実施しようとする民間の事業者とする。

（２）本要領の対象とする「意欲と能力のある林業経営者」とは、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有するとともに、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有し、森林経営管理法第36条第２項及び法第44条第２項の要件に適合する林業経営者をいう。

第４　公募の実施

知事は、法第36条第１項及び第44条第１項の規定による公募を実施するものとし、公募期間は通年とする。

第５　適合基準

運用通知第13の４（1)、第18の規定に準じ、県が定める「意欲と能力のある林業経営者」の適合基準は、次に掲げる（１）から（４）のとおりとする。

（1）「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）の登録者であること。
（2）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者等でないこと。
（3）第 16 の規定により公表の取り消しがあった者については、取り消された日から 1 年間を経過していること。ただし、取り消された事由が適切に改善され、又は対策が講じられていると認められる場合にあっては、この限りではない。
（4）別表に掲げる①から⑩の項目のうち、当該民間事業体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。
このうち①の項目に関しては、（ア）又は（イ）のどちらかを満たしているものとする。

第６　応募申請

（1）法第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項の規定による公表を希望する林業経営者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる①から⑮を記載した様式第 1 － 1 号及び様式第 1 － 2 号を知事に提出するものとする。
① 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
② 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域
③ 集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する区域
④ 雇用の状況
⑤ 技術者・技能者の数
⑥ 林業機械の保有状況
⑦ 事業量等（素材生産、造林事業等の実績及び 5 年後の目標等）
⑧ 生産管理の取組、原木の安定供給・流通合理化等
⑨ 主伐後の再造林の確保
⑩ 造林・保育の省力化・低コスト化
⑪ 伐採・造林に関する行動規範の策定等
⑫ 雇用管理の改善、労働安全対策
⑬ コンプライアンスの確保
⑭ 常勤役員の設置
⑮ 経理状況

（2）前項の申請書には、各基準に応じて次に掲げる①から⑱の書類を添付するものとする。ただし、該当がない場合は提出不要である。なお、応募者が、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 第 1 項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）、林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）に基づいて選定を受けた林業経営体（以下「育成経営体」という。）、林業経営体に関する情報の登録・公表について（平成 24 年 2 月 28

日付け 23 林政経第 312 号林野庁長官通知）に基づく林業経営体名簿に登録の林業経営体にあっては、各認定等申請において既に提出があっている書類については添付を省略することができるものとする。

① 法人以外の個人事業主については LoGo フォームにて基本情報入力
② 県税納付状況確認同意書（別記様式第１号）及び国税、市町税の納税証明書
③ 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し
④ 森林経営プランナー認定証の写し
⑤ 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し
⑥ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引渡しが完了した過去５年の事業実績の中から、代表的なもの１件の契約書等の写し
⑦ フォレストマネージャー、フォレストリーダー、林業技能士（１級又は２級）を証明する書類の写し
⑧ 伐採・造林に関する行動規範等を作成している場合にあっては、その写し
⑨ 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
⑩ 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
⑪ 就業規則を制定している場合にあっては、その写し
⑫ 修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類
⑬ 労働災害の再発防止策が定められた書類の写し
⑭ 個人情報の取扱いに関する要領等の写し
⑮ 森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し
⑯ 直近３箇年の貸借対照表及び損益計算書、又は青色申告決算書等の写し
⑰ 中小企業診断士等による経営診断を受けている場合にあっては、その写し
⑱ その他知事が必要とする書類

（３）知事は、必要に応じ応募者に対して、情報提供を求めることができるものとし、応募者は速やかに対応しなければならない。

第７　適合審査及び公表すべき林業経営者の決定

（１）知事は、第６の規定による応募申請があったときは、第５で定める適合基準により審査し、当該基準を満たすと認められるときは、「意欲と能力のある林業経営者」として公表することを決定するとともに、様式第２－１号により応募者に通知するものとする。

（２）知事は、第９の規定による推薦があったときは、市町からの推薦理由等を考慮した上で、審査を行うものとする。

（３）知事は、（１）の審査の結果、適合基準を満たさないと判断したときは、様式第２－２号によりその旨を応募者に通知するものとする。

第８　応募者名簿の整理

知事は、第６の規定による応募申請があったときは、応募者名簿（様式第３号）を整

理し、応募者が各区域の設定を希望する市町に、応募申請書の情報を提示するものとする。

第９　市町からの推薦

市町長は、第８の規定により県から提示のあった応募者の中から法第 36 条第２項及び法第 44 条第 2 項の要件を踏まえた上で、県が公表すべき林業経営者としてふさわしい者を推薦することができるものとする。この場合において、市町長は提示があった日から 10 日以内に様式第４号により知事に推薦しなければならない。

市町の推薦を受けた林業経営者については、当該推薦をもって別表①の項目の基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

第 10　公表の内容と方法

（１）知事は、第７の規定により意欲と能力のある林業経営者を決定したときは、次に掲げる内容を整理して、県のホームページで公表するものとする。

①公表番号、②林業経営者名、③代表者名、④事務所の所在地、⑤公表年月日、⑥公表期間、⑦経営管理実施権及び集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理の設定を受けることを希望する区域 等

なお、登録の更新を行った場合は、①公表番号はそのまま引き継ぐものとし、⑤公表年月日の下段に更新年月日を記載する。

第 11　林業経営体名簿への登録等

第 10 の規定により公表された林業経営者（以下「公表経営者」という。）については、知事が別に定める林業経営体名簿に登録し、当該名簿を公表するものとする。なお、公表経営者が既に同名簿に登録されているときは、登録情報を必要に応じて更新するものとする。

第 12　変更申請等

（１）公表経営者は、応募申請書において記載した内容に変更があったとき又は変更したいときは、様式第５－１号により知事に変更申請書を提出することができるものとする。なお、基本情報（主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）の変更（以下「軽微な変更」という。）については、様式第５－２号により届出るものとする。

（２）知事は、前項の変更申請書が提出されたときは、第５の審査基準に照らし、適切と判断される場合は、これを承認し、様式第６－１号により当該林業経営者に通知するとともに、第 10 の公表の内容及び林業経営体名簿の情報を更新するものとする。なお、軽微な変更にあっては、変更届出書の内容をもって更新を行うものとする。

（３）知事は、前項において、変更内容が適切ではないと判断した場合には、様式第６－２号によりその旨を当該公表経営者に通知するものとする。

第 13　実施状況報告

（1）公表経営者は、様式第 7 号により事業実施の翌年から公表の有効期間内、毎年度事業終了後、3 箇月以内に知事に実施状況を報告するものとする。ただし、認定事業主にあっては「改善措置実施状況報告」をもって、育成経営体にあっては「実施状況報告」をもって、当該報告に代えることができるものとする。ただし、休業 4 日以上の労働災害（死亡災害を含む）が発生した場合は当該報告を行わなければならない。

（2）知事は、前項のただし書きにかかわらず、必要に応じ公表経営者に対して実施状況の確認又は報告を求めることができるものとし、公表経営者は速やかに対応しなければならない。

第 14　改善措置

公表経営者は、次のいずれかに該当するときは、改善措置等を速やかに講じなければならない。

① 目標とする素材生産の生産量又は生産性に対する進捗状況が低調な状態のとき
※「進捗状況が低調な状態のとき」とは、公表経営者となった年の翌年度から起算して 3 年目の実施状況において進捗率が 50%に満たないときをいう。

第 15　公表の取消し

（1）知事は、公表経営者が次のいずれかに該当するときは、公表を取り消すことができるものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、公表経営者の責に帰することのできない予測不能な事態によるものは除く。

① 第 5 の適合基準を満たさないと認められるとき
② 第 13 に規定する報告を怠ったとき
③ 公表経営者が消滅又は解散等が確認されたとき
④ 公表経営者から取消しの申し出があったとき
⑤ 応募申請又は変更申請（届）において虚偽の内容を記載し、又は偽りの証明書等であることが確認されたとき
⑥ 業務に関連して法令に違反し、代表者や役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
⑦ 業務に関連して法令に違反し、重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が実施されていないとき
⑧ その他知事が必要とするとき

（2）知事は、前項の①から②、④から⑧により公表の取消しを行った場合には、様式第 8 号によりその旨を当該林業経営体に通知するものとする。

第 16　公表の有効期間及び更新

（1）公表の有効期間は、目標を置いた事業年度の末日までとする。
※「目標を置いた事業年度」とは、応募申請した年の翌年度から起算して 5 年目をいう。

（2）公表経営者は、更新を受けることができるものとし、その手続きは第6及び第7の規定を準用する。
（3）前項の規定による登録の更新は、有効期間が満了する日の 30 日前までに申請をするものとし、その更新を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失うものとする。（有効期間満了日の 30 日前が休日・祝祭日の場合は、翌業務日（平日）までに申請するものとする。）

第 17　書類の経由

書類の提出に当たっては、林業経営者の事務所を管轄する農林事務所を経由して提出するものとする。

附則

この要領は、令和元年９月２日から施行する。

附則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和７年１月 21 日から施行する。

附則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

なお、改正前要領第 7 の規定により公表している林業経営者については、応募申請書の改正後に設けられた項目のみ記載し、新たに追加された添付書類を提出することにより、法第 44 条での登録を認めるものとする。

この場合の登録有効期間は、既に登録されている有効期間と同期間とする。

附則

この要領は、令和８年 11 月２日から施行する。

別表（第５の（４）関係の基準）

番号	項目	基準	適用	
			素材生産	造林保育
①（ア）	素材生産の生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していることとし、次によるものとする。なお、素材生産量には、他社への請負により生産した木材も含むものとする。 ア 林業経営者の事業主自身又は直接雇用する現場作業職員による施業（以下「直営施業」という。）により素材生産を実施している場合にあっては、素材生産量又は生産性が５年後に約２割又は３年間で約１割以上現状から増加又は向上させる目標を有していること。ただし、現状において素材生産量 5,000 ㎥/年、間伐生産性８㎥/人日、主伐生産性 11 ㎥/人日に達している場合は、現状以上となる目標を有していれば足りるものとする。 イ 専ら他者への請負により素材生産を実施している場合にあっては、他者への請負を含めた素材生産量について、５年後に約２割又は３年間で約１割以上、現状から増加させる目標を有していること。ただし、現状において5,000 ㎥/年に達している場合は、現状以上となる目標を有していれば足りるものとする。また、生産性については、５年後に約２割又は３年間で約１割以上、現状から向上させる目標を有している林業経営者へ請負わせていること。ただし、間伐生産性８㎥/人日、主伐生産性 11 ㎥/人日に達している場合は、現状以上の目標を有していれば足りるものとする。	○	
①（イ）	経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、５年間で約２割又は３年間で約１割以上で増加させる目標を有していることとする。 「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、 ア. 当該林業経営体が経営管理実施権の設定を受けた森林	○	

		イ. 当該林業経営体が作成した森林経営計画の対象森林 ウ．５年以上の長期に渡り、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 のいずれかとする。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が 30ha 以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。		
②	生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに該当すること。 （１）生産管理（作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し、作業システムの改善等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組。以下同じ。）に取り組んでいることとし、次によるものとする。 ア 直営施業により素材生産を実施する場合にあっては、適切な生産管理に取り組んでいること。 イ 他者への請負により素材生産を実施する場合にあっては、生産管理に取り組んでいる林業経営者へ請負わせていること。 （２）原木の安定供給・流通合理化等（製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組）に取り組んでいること。 （３）認定森林経営プランナーが在籍していること。	○	
③	主伐後の再造林の確保	以下のいずれにも該当すること。 （１）主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制（主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制又は連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制。以下同じ。）を有していること。 （２）主伐後の適切な更新に取り組んでいることとし、次によるものとする。 ア 自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後に適切な更新を行うこと。 イ 他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に	○	

		森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。		
④	造林・保育の省力化・低コスト化	（1）直営施業により造林・保育を実施する場合にあっては、造林・保育の省力化・低コスト化（伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの省略等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組。以下同じ。）に取り組んでいること。 （2）他者への請負により造林・保育を実施する場合にあっては、造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいる林業経営者へ請負わせていること。	○	○
⑤	生産や造林・保育の実施体制の確保	以下のいずれかに該当すること。 （1）素材生産又は造林・保育の事業実績を３年以上有していること。 （2）所属する現場作業職員の現場従事実績等が３年以上あること。 （3）林業技能士（１級又は２級）が在籍していること。 ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」が「３年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で２年間の課程を修了し、かつ１年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、本基準を満たしているものとみなすことができるものする。	○	○
⑥	伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採･造林に関する行動規範（伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営者が守るべき行動規範のことをいう。）の策定等を行っていること。なお、行動規範には、林業経営者が自ら策定するもののほか、所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含むものとする。	○	○
⑦	雇用管理の改善と労働安全対策	以下のいずれにも該当していること。 （1）直営施業により素材生産又は造林・保育を実施する林業経営者にあっては、林業労働力の確保の促進に関する法律第４条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準	○	○

		じる取組（雇用管理の改善にあっては、現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休２日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職職金共済への加入等の福利厚生の充実等の取組。労働安全対策にあっては、リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の取組。）に取り組むとともに、次のア～ウを全て満たしていること。 ア 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っていること。 イ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。 ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条による届出を行っていること。 （２）他者への請負により素材生産又は造林・保育を実施する林業経営者にあっては、（１）の雇用管理の改善及び労働安全対策に取り組んでいる林業経営者へ請負わせていること。 （３）過去３年以内に休業４日以上の労働災害又は死亡災害（以下、「死傷災害」）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。 なお、「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。		
⑧	コンプライアンスの確保	以下のいずれにも該当していること。 （１）次のいずれにも該当しないこと。 ア 業務に関連して法令に違反し、代表者や役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから１年間を経過していない者 イ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者	○	○

		ウ 国・県・市町から入札参加資格の指名停止を受けている者 エ 行動規範又はガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 オ その他森林の経営管理を適切に実施することができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 （2）次のいずれにも該当すること。 （令和８年度末までに以下のいずれにも該当することとなることが確実と見込まれる場合を含む。） ア　民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること イ　個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること		
⑨	常勤役員の設置	法人にあっては、常勤の役員を設置していること。	○	○
⑩	経理状況	森林の経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められることとし、次によるものする。 （1）直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。なお、「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。 ア 法人にあっては、直近の事業年度の自己資本比率が０％未満（債務超過）でないこと及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近３年間において全てマイナスの状態になっていないこと。 イ 個人にあっては、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近３年間の所得税の納税状況が全てゼロとはなっていないこと。 ウ 上記ア、イの基準を満たさない場合は、中小企業診断士又は公認会計士等による経営診断を行った上で、今後、健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。	○	○

		（２）経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。		

様式関係

① 様式第１－１号（第６の（１）関係）_応募申請書

② 様式第１－２号（第６の（１）関係）_林業経営者情報

③ 様式第２－１号（第７の（１）関係）_公表決定通知書

④ 様式第２－２号（第７の（３）関係）_非公表決定通知書

⑤ 様式第３号（第８関係）_応募者名簿

⑥ 様式第４号（第９関係）_市町推薦書

⑦ 様式第５－１号（第 12 の（１）関係）_変更申請書

⑧ 様式第５－２号（第 12 の（１）関係）_変更届出書

⑨ 様式第６－１号（第 12 の（２）関係）_変更承認通知書

⑩ 様式第６－２号（第 12 の（３）関係）_変更不承認通知書

⑪ 様式第７号（第 13 関係）_実施状況報告書

⑫ 様式第８号（第 14 関係）_実施結果報告書

⑬ 様式第９号（第 16 関係）_取消通知書